

青森市若者モニター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市若者モニター（以下「モニター」という。）制度を実施することにより、市政に関する若者の意見等を広く聴取し、もって市政運営の参考に資することを目的とする。

(活動内容)

第2条 モニターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 市政の課題等に関するアンケート調査にインターネットを経由して回答すること。
- (2) その他若者の意見表明に関する取組に協力すること。

(登録要件)

第3条 モニターの登録を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 応募する日の属する年度の4月1日時点において、15歳（義務教育終了後の者に限る。）以上30歳未満の市民又は市内に通学し、若しくは通勤する者であること。ただし、未成年者である場合にあつてはモニターの登録を受けることについて保護者の同意を得たものに限る。
- (2) インターネットの利用によりアンケート調査等の受領及び回答を支障なく行うことができること。

(募集及び登録)

第4条 市長は、原則として公募により、随時にモニターを募集する。

2 市長は、前項の募集において申込みのあつた者のうち、適当と認める者をモニターとして登録するものとする。

(任期)

第5条 モニターの任期は、登録の日から30歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(登録の変更)

第6条 モニターは、登録の日以後に氏名、所属、連絡先等に変更があつた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

(禁止事項)

第7条 モニターは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 法律、条例その他法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のモニター登録者、市又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他のモニター登録者、市又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他のモニター登録者、市又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 本制度の運営を妨害する行為
- (7) 虚偽の登録申請又は回答
- (8) その他市が不相当と判断する行為

(登録の取消し)

第8条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条の登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 前条の禁止事項に定める行為を行ったとき。
- (3) モニターから登録取消しの申出があったとき。
- (4) 市がモニターとの連絡を取ることができない状態が長期にわたり継続するとき。

(謝金等)

第9条 モニターに対する謝金等は、支給しない。

(結果等の公表)

第10条 市長は、必要に応じ、アンケート結果又は事業への反映状況等に関する公表用資料を作成し、当該資料をモニターに送付するものとする。

(費用負担)

第11条 モニターが活動で利用する機器に関する経費やインターネットへの接続に要する通信費等は、全て当該モニターが負担するものとする。

(庶務)

第12条 モニターに関する庶務は、こども・若者政策課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、モニターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。